

申請日： 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

受付印

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 兼 入所申込書

(宛先) 美祢市長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

なお、保育料算定のため美祢市が保有する保護者及び同一世帯の家庭に関する課税資料等の閲覧について同意します。

フリガナ	ミネ ジロウ		性 別	生 年 月 日		年 齢	
申 請 児 童 名	美 祢 二 郎		☒ 男 ☐ 女	令和 6 年 1 月 1 日		3 歳 (入園年4/1現在)	
				個 人 番 号			
住 所	〒 759 - 2292 美祢市大嶺町東分326-1						
※入園年1/1現在の住所 ☐ 市内 ☒ 市外(市町村名:) その前年(市町村名: 〇〇市)							
世帯で障害者 該当の有無		☐ 有 ※手帳のコピーを添付してください。 ☒ 無		生活保護の適用		☐ 適用あり	
保 護 者		申 込 者(名 義 人)		配 偶 者		ひとり親世帯該当	
フリガナ	ミネ ハナコ		ミネ タロウ		☐ 離婚(年 月) ☐ 死別(年 月) ☐ 未婚 ☐ その他()		
氏 名	美 祢 花 子		美 祢 太 郎				
個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				
続 柄	☐ 父 ☒ 母 ☐ その他()		☒ 父 ☐ 母 ☐ その他()		児童と同居していない理由		
生年月日	H x x . x x . x x (35 歳)		H x x . x x . x x (35 歳)		☒ 単身赴任 ☐ 里帰り出産 ☐ 離婚調停中 ※事実を証する書類により就労証明書等省略可 ☐ 海外居住 ※就労証明等は不要 ただし、収入が分かる書類が必要 ☐ その他()		
電話番号	x x x - x x x x - x x x x		x x x - x x x x - x x x x				
職 業 等	公務員		会社員				
住 所 (上記と異なる場合)	現 住 所			現 住 所	△△市△△町1-1		
	入園年1/1(市町村名)			入園年1/1(市町村名)	△△市		
	前年1/1(市町村名)			前年1/1(市町村名)			
保育を必要とする理由 ※2・3号のみ	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業(継続のみ) ☐ その他()		☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 育児休業(継続のみ) ☐ その他()		保育の希望がある場合は、 左記理由の該当が条件です。		
保育の希望の有無	利用を希望する施設		利 用 時 間			認 定	
☒ 有	保育園・認定こども園		8 時 00 分から 18 時 00 分まで ☐ 保育短時間[1日最大8時間まで利用] ☒ 保育標準時間[1日最大11時間まで利用]			2・3号	
☐ 無	幼稚園・認定こども園		教育標準時間			1号	

その 他 同 居 (同 住 所) 家 族	氏 名		続 柄	生 年 月 日		年 齢	職業・学校名等
				個 人 番 号			
	1	美 祢 桜 子	祖母	S x x . x x . x x		59 歳	看護師
	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
	2	美 祢 一 郎	兄	H x x . x x . x x		8 歳	〇〇小学校
	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						
3					歳		
4							
世帯分離をしていますが、同住所であれば記載してください。(就労証明書等は必要ありません。)							
1 日 入 所、期間はその年度の3月31日までとなります。ただし、求職活動等はその対象期間までとなります。							

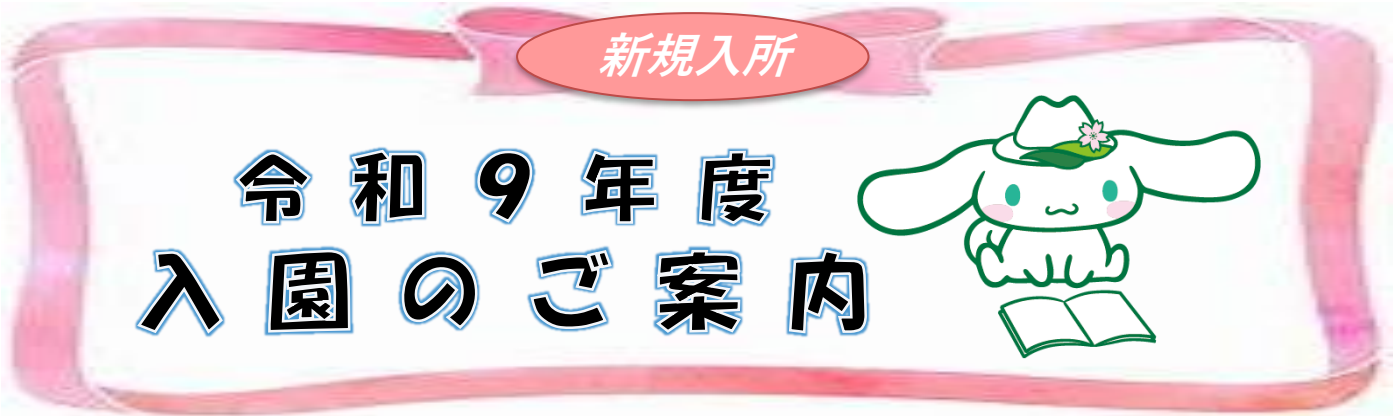
【入所の申込について】

希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 10 年 3 月 31 日 まで
--------	---------------------------------------

希望する施設(事業所)名		希 望 理 由	
第1希望	〇〇〇〇〇	☒ 保育園 ☐ 現在利用 ☒ 自宅職場に近い ☐ 兄弟等利用 ☐ 幼稚園 ☐ その他()	
第2希望	〇〇〇〇〇	☐ 保育園 ☐ 現在利用 ☒ 自宅職場に近い ☐ 兄弟等利用 ☒ 幼稚園 ☐ その他()	
第3希望	特定の園を希望されない場合はなるべく複数希望してください。		

該当する場合に✓して必要事項を記入して下さい。

保育を必要とする理由に応じた利用時間を記載してください。



【私立保育園】

園 名	受入最低年齢	所 在 地	電 話	利用 定員	開所時間	保育標準時間 保育短時間
吉則保育園	0歳 (3ヵ月～)	大嶺町東分2991番地5	0837-52-2529	70名	7：30～19：00	7：30～18：30 8：30～16：30
麦川保育園	0歳 (2ヵ月～)	大嶺町奥分2058番地4	0837-53-2582	20名	7：00～19：00	7：00～18：00 8：30～16：30

【私立認定こども園】

認定こども園 美祢幼稚園	0歳 (6ヵ月～)	大嶺町東分1853番地2	0837-52-0480	65名	7：30～18：30	7：30～18：30 8：30～16：30
認定こども園 伊佐中央幼稚園	0歳 (3ヵ月～)	伊佐町伊佐3895番地1	0837-52-0544	70名	7：30～18：30	7：30～18：30 8：30～16：30

【公立保育園】

厚保保育園	0歳 (6ヵ月～)	西厚保町本郷618番地	0837-58-0014	20名	7：30～18：30	7：30～18：30 8：30～16：30
大田保育園	0歳 (6ヵ月～)	美東町大田6225番地1	08396-2-0126	40名	7：30～19：00	7：30～18：30 8：30～16：30
真長田保育園	0歳 (6ヵ月～)	美東町真名472番地3	08396-5-0102	20名	7：30～18：30	7：30～18：30 8：30～16：30
秋吉保育園	0歳 (6ヵ月～)	秋芳町秋吉5320番地1	0837-62-0505	30名	7：30～19：00	7：30～18：30 8：30～16：30
秋芳桂花保育園	0歳 (6ヵ月～)	秋芳町嘉万2960番地3	0837-64-0945	30名	7：30～19：00	7：30～18：30 8：30～16：30

【へき地保育園】

※へき地保育所では原則その保育所の地域に居住でなければ入所は認められません。

※へき地保育所でも【保育の必要な事由】について書類の提出が必要です。

豊田前保育園	満 1 歳	豊田前町麻生下10番地31	0837-57-0260	35名	7：00～18：00	
--------	-------	---------------	--------------	-----	------------	--

※各施設の利用定員は変更になる可能性があります。



《お問合せ先》

美祢市 子育て支援課
TEL：0837-52-5228
FAX：0837-52-1490



入所申込について

幼稚園・保育園・認定こども園の入所を希望される方は、入所申込の記入及び必要書類の提出が必要となります。
利用目的に応じて、美祢市の認定を受け、認定に応じてそれぞれ利用できる施設・提出書類等が異なります。

●申請の受付●

《新規入所》

期間と提出先

区 分	受 付 期 間	受 付 場 所
令和9年4月1日から 入所希望の方	令和8年11月2日(月曜日)から 令和8年12月4日(金曜日)まで	○ 市役所 子育て支援課 ○ 各総合支所 ※各出張所での受付はできません。
上記以外の入所希望の方	入所希望の3ヵ月前より (きょうだいが在園している場合を除く)	

提出書類

【教育・保育給付認定申請書 兼 入所申込書】

- 児童一人につき一枚必要です。

【児童状況調査票】

- 児童一人につき一枚必要です。

【保育の必要性を証明する書類】《2・3号認定の方は提出》

- ②を参照して、必要な書類を提出してください。
※ 確定申告書の写しは入所日時点での最新分を提出してください。
※ 就労証明書で入所日時点前までの有期就労となっており、更新「有☑」でない場合は、入所日前までに再度提出してください。
※ 就労、育児休業以外の場合は、「就労以外で保育を必要とする状況申出書」の提出が必要となります。

【多子世帯保育料軽減適用届】《3歳未満児クラスの方できょうだいがいる場合のみ提出》

- きょうだいがいる場合、利用料が2番目以降のお子さんは無料となります。

【障害者手帳のコピー】《世帯で障害者の方がいる場合のみ提出》

【収入が分かる書類】《海外勤務者のみ提出》

◎教育・保育給付認定申請書 兼 入所申込書等は、必ず、市役所子育て支援課もしくは各総合支所に提出してください。

◎提出の際、窓口に来られる方は本人確認(免許証など)と家族全員のマイナンバー確認(マイナンバーカードなど)ができるものをお持ちください。

※必要書類の未提出、記入漏れなど、不備のないようお願いいたします。

① 認定基準

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号	3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育を希望する方	幼稚園、認定こども園
2号	3歳以上のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育所、認定こども園
3号	3歳未満のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方	保育所、認定こども園

※へき地保育所は保育所と同様です。

② 保育の必要な事由について(2・3号認定の方)

保護者(原則として父母)が次のいずれかの事情にある場合

事 由	提 出 書 類
就労等	→ 就労証明書(家庭内労働は加えて確定申告書の写し等)
妊娠・出産	→ 母子手帳の写し(表紙と分娩予定日のページ)
疾病・障害	→ 診断書 または 障害者・療育手帳
介護・看護	→ 介護・看護を受ける方の診断書等(状況の分かる書類)
災害復旧	→ 罹災証明書等(状況の分かる書類)
求職活動	→ 求職に関する受付票 または 雇用保険受給資格証等
就学	→ 在学証明書 または 学生証等
虐待・DVのおそれがある	→ 配偶者からの暴力被害の保護に関する証明書等
育児休業	→ 就労証明書(育休記載欄あり) または 育児休業証明書
その他	→ 市が必要と認める書類

※就労、育児休業以外の場合は、「就労以外で保育を必要とする状況申出書」の提出が必要となります。

③ 保育の必要量(2・3号認定の方)

区分	就労時間(目安)	保育時間
標準時間	月120時間以上 (フルタイム就労を想定)	最長11時間(※)
短時間	月48時間以上120時間未満 (パートタイム就労を想定)	最長8時間(※)

※保育時間の設定は各施設により異なります。表紙★を参照してください。

④ 保育料等

《年2回 市民税所得割額で算定》

4月～8月分・・・前年度の市民税所得割額

9月～3月分・・・現年度の市民税所得割額

※詳細については、別紙資料を参照して下さい。

※へき地保育所も、保育料の算定方法は上記と同様です。